

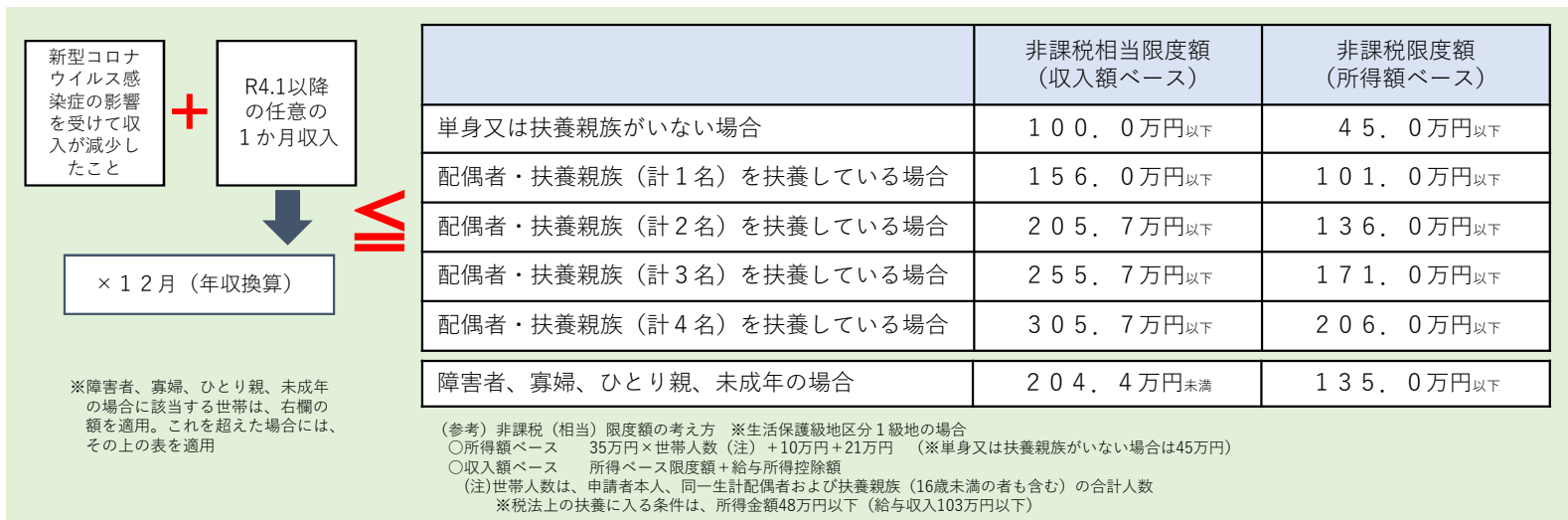
「家計急変世帯」の該当基準と判定方法について

該当基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であること

判定方法のイメージ

※表は、生活保護級地区分1級地の給与所得者の例です。（非課税相当水準であるかは世帯員全員それぞれ判定）



(具体的な取扱い)

①所得(収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入により経済状態を推定 ・ 収入の種類は給与、事業、不動産、年金 ※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含まない ・ 収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定できるようにする。
②判定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定
③世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時点における状況で判定 ※一度給付を受けた世帯は対象外。 ※令和4年6月2日以降の同一住所における世帯分離は同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認めない。